## 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成13年9月に策定された『川崎市市民活動支援指針』を社会環境の変化を反映し、より一層市民活動の活性化に資するものへ改訂することを目的に、川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 現行の市民活動支援指針の改訂に関すること。
- (2) 今後の市民活動支援のあり方に関すること。
- (3) その他市民活動支援に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。
- 2 委員は市民活動団体関係者、学識経験者及び公募の市民等から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は委嘱日から平成27年3月31日までとし、委員が欠けた場合に おける補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の招集)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(小委員会)

- 第6条 委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて小委員会を置く ことができる。
- 2 小委員会の出席者は、委員の中から委員長が指名する。

(関係者等の出席)

第7条 委員会、小委員会において必要があると認めるときは、関係者及び参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民・こども局市民協働推進課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。

## 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会委員名簿

	区分	役職名等	氏名
1	学識経験者	法政大学法学部教授	名和田 是彦(ナワタ ヨシヒコ)
2	大 学(学識経験者)	専 修 大 学 経 済 学 部 教 授	徳田 賢二 (トクダ ケンジ)
3		特定非営利活動法人 わになろう会 理事長	新 井   靖 子 (アライ  ヤスコ)
4	市民活動団体 関係者	市民社会パートナーズ代表	庄嶋 孝広 (ショウジマ タカヒロ)
5		特定非営利活動法人 ぐらす・かわさき 事務局次長	廣岡 希美 (ヒロオカ ノゾミ)
6	中間支援組織	公益財団法人 かわさき市民活動センター 事業推進係長	福森 義之 (フクモリ ヨシユキ)
7	事業者	川 崎 信 用 金 庫 広 報 企 画 部   部 長	落合 孝和 (オチアイ タカカズ)
8	町内会	長沢自治会 会長	末吉 一夫(スエヨシ カズオ)
9	公募市民	パークシティ溝の口 管理組合 専門委員会委員	櫻 井 良 雄 (サクライ ヨシオ)
1 0	公募市民	特定非営利活動法人 多摩家事介護ワーカーズ・コ レクティブくるみ 副理事長	酒 井 - 嘉 子 (サカイ ヨシコ)